

京都市告示第514号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成29年1月19日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
角 健太郎	とうい鍼灸整骨院	下京区西中筋通花屋町下る堺町95番地	平成28年12月1日
三好 正史	三好治療院	右京区嵯峨野芝野町9-79	平成28年12月13日
河山 穂乃花	河山どんぐり鍼灸整骨院	右京区太秦中筋町12 グラ ンビュー太秦2号室	平成28年12月1日
中村 実里	河山どんぐり鍼灸整骨院	右京区太秦中筋町12 グラ ンビュー太秦2号室	平成28年12月1日
山根 正典	河山どんぐり鍼灸整骨院	右京区太秦中筋町12 グラ ンビュー太秦2号室	平成28年12月1日
植田 茂生	田中治療院	伏見区羽束師菱川町555-3	平成28年11月30日
石栗 淳	いしくり整骨院	伏見区石田森東町27-4	平成28年12月7日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)